

本学における点検・評価

	自己点検評価 (教職課程の自己 点検評価)	外部評価	大学機関別 認証評価	教職大学院 認証評価	法人評価	年度評価
根拠規定	【学校教育法】 第109条第1項 【内部質保証規則】 第2条第1号 【教育免許法施行規則】 第22条の8	【内部質保証規則】 第2条第2号	【学校教育法】 第109条第2項	【学校教育法】 第109条第3項	【国立大学法人法】 第31条の2	【内部質保証規則】 第2条第5号
目的・内容等	○ 教育研究、組織運営、施設設備等に関する事項について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、質保証を行うもの。 ○ 教職課程が教員養成の目標に照らして、成果を上げているかについて点検・評価を行い、質保証を行うもの。	○ 本学が行う点検・評価に対し、第三者による評価を受けることで、質保証を行うもの。	○ 大学の教育研究活動等の状況について、認証評価機関が定める評価基準に基づき点検・評価を行い、認証評価機関による評価を受審することで、質保証を行うもの。	○ 教職大学院の教育活動等の状況について、認証評価機関が定める評価基準に基づき点検・評価を行い、認証評価機関による評価を受審することで、質保証を行うもの。	○ 中期目標期間（6年間）における、中期目標の達成状況・中期計画に対する教育研究活動等の達成状況に係る評価を受審することで、大学の継続的な質的向上に資するとともに、大学の状況を学内外に示し、社会への説明責任を果たすもの。	○ 中期目標・中期計画の達成に向けて、各年度の達成状況の点検・評価を実施し、質保証を行うもの。
評価の周期	毎年度	学長が必要と認める場合	7年以内ごと	5年以内ごと	中期目標期間（6年）	毎年度
評価者	自己点検評価委員会 (評価専門委員会)	外部有識者等	文部科学大臣の認証を受けた者 (認証評価機関)	文部科学大臣の認証を受けた者 (認証評価機関)	国立大学法人評価委員会	自己点検評価委員会 (評価専門委員会)